

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

## 北海道国民年金 事案 1363

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

昭和44年に国民年金の集金人が自宅に来訪した時に、国民年金に加入した。保険料は納付書で納付する前までは集金人に納付しており、その後は近所にあったA市の出張所で納付していた。社会保険事務所から届いた記録照会によると、1か月の未納期間があるので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年4月ごろ国民年金に任意加入した上、年金受給資格を取得した60年8月まで、申立期間を除きすべての期間の保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、納付書の入手方法、保険料の納付方法及び納付場所等に関する申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっている上、i) 申立期間前後を通じて住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化がみられないこと、ii) 申立期間当時は3か月ごとの納付方法であったことから、申立期間のみの保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から55年3月まで

申立期間当時は、夫と一緒にA業を始めたばかりで経済的に国民年金保険料の納付が大変であったため、昭和50年にB市C区役所に夫と一緒に出向き、夫の国民年金保険料の納付相談をした際、同区役所の窓口担当者から免除申請を勧められたので、その時点で未加入だった私自身の国民年金加入手続を行った上で、国民年金保険料免除申請書に夫と私の氏名を記入し、免除申請手続を一緒に行ったことを記憶している。

申立期間について、夫は申請免除と記録されているのに、私の納付記録だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間を除き、申立期間以降60歳までの国民年金加入期間にいずれも未納期間が無い上、その保険料が夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間について、申立人の夫だけが免除申請し、申立人の保険料だけを免除申請せずに未納とすることは考え難い。

また、申立人は、「B市C区役所の窓口担当者から免除申請を勧められたので、自分たち夫婦の氏名を記入し、免除申請手続を一緒に行った。」と明確に記憶しており、申立人が申立期間の保険料を、その夫と共に免除申請したとする供述内容に不自然さは見受けられない。さらに、免除申請については、被保険者のほか、その配偶者の所得も審査対象となることから、区役所において申立人の夫が納付相談をした際に、申立人の就業状況についても話が及ぶものと考えられ、その夫と共に自営業で被用者年金に未加入であることが区役所に把

握されたであろうことを踏まえると、申立人の夫が免除申請した際に申立人の国民年金加入手続が取られるのが自然であり、申立人が申立期間において国民年金に加入していなかったとは考え難い。

加えて、申立人及びその夫が、友人や親戚との会話の中で、免除申請を行っていることが話題になったことがあると供述しているところ、申立人の友人及び申立人の義妹の両名ともに、「申立人が、『国民年金に免除申請という制度があり、夫婦二人で免除申請している。』旨申立期間当時に話していたことを記憶している。」との供述を得た。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和49年5月に婚姻したことを契機に、夫に勧められて国民年金の任意加入手続を行い、夫から「国民年金保険料は将来のために納付を継続することが重要である。」と言われていたので、保険料は毎年4回に分けて定期的に納付していたと記憶しており、60年4月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無い。

申立期間が国民年金の未加入期間とされた上、その期間の保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は婚姻を契機に、昭和49年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き第3号被保険者になるまでの期間において未納期間は無い上、申立期間当時、申立人には住所変更など、その生活状況に大きな変化も見受けられないほか、申立期間当時において保険料を納付することが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「夫から、国民年金保険料は将来の生活設計のために納付を継続することが重要であると言われていたため、申立期間も含め第3号被保険者になるまでの保険料は、毎年夫に賞与等の手当が支給された6月、8月、12月及び3月に定期的に納付していた。」と供述しているところ、申立人が当時居住していたA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の保険料は、毎年6月、8月、12月及び3月に定期的に納付されていることが確認できることから、申立人の供述内容には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められ、申立期間に係る保険料

についても定期的に納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について「3か月ごとにおおよそ2万円ぐらい納付していた。」と供述しているところ、当該期間の保険料は月額6,740円であることから、申立人の供述とほぼ一致している。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人は昭和60年4月1日資格喪失と記載されているが、その資格喪失手続が行われた時期を特定できる関連資料が存在していないため、同市から申立人に昭和60年度の納付書が送付されなかったと断定することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月及び同年3月

私は、昭和46年10月に厚生年金保険適用事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得すると同時に国民年金被保険者資格を取得したので、国民年金保険料の未納期間を無くすため、未納期間に係る納付書の発行を受け、A市B出張所近くの金融機関で保険料を納付したはずであるが、昭和44年度の保険料は申立期間を除く10か月分しか納付済みになっていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年10月に厚生年金保険適用事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得すると同時に、43年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、昭和43年度から45年度までの未納期間の保険料については、A市B出張所から「納付書」の発行（昭和43年4月から44年6月までの期間は附則第13条金額相当）を受け、46年12月14日に金融機関で当該期間のすべての保険料を納付していることが、申立人の所持する「納付書・領収証書」から確認することができ、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

2 社会保険事務所が保管している特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立人が国民年金保険料を納付した昭和46年12月の時点では、44年7月から同年9月までの期間の時効が完成しており、過年度保険料として定額保険料の納付済期間とすることができなかつたことから、当該期間を附則第13条金額相当に充当した納付済期間とした上、同年10月から45年1月までの期間を定額保険料納付済期間として補正した形跡が見られ、この記録補正により、昭和44年度の保険料のうち、45年2月及び同年3月は未納と整理され

たことが確認できる。

- 3 しかしながら、社会保険事務所の補正処理では、昭和45年1月分については、定額保険料額250円のうち150円しか充当できず、1か月の保険料額に満たないため、還付すべきところであるものの、保険料を還付した形跡は見られない上、同特殊台帳の昭和44年度摘要欄には、「1月分100円不足」と記載されていることが確認できることから、国民年金保険料が不足しているにもかかわらず、納付済みと記録されていることは不自然であり、社会保険事務所において、記録を補正したことに伴って生じた同年1月の不足分、同年2月及び同年3月の未納期間の保険料を納付するための納付書を発行し、申立人に対し請求しなかったものとは考え難い。

また、申立人は詳細な記憶は無いものの、保険料の未納期間を無くすために納付書の発行を受けたとしている上、請求があれば必ず納付したはずであると主張していることから、不足分及び未納期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1367

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年3月まで

私は、申立期間当時は、実家で両親が経営するA店を手伝っていた。私の父親は、将来のために年金は大切だとして、私が昭和46年にB市の会社に勤めるまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、父親が「お前の年金は、厚生年金保険から国民年金に変わっても切れ目なく継続しているから安心して良い。」旨いつも話をしていたことを記憶しており、父親の性格上、私の国民年金保険料を未納のままにしておくことは絶対に無いと思うので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金加入及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から国民年金に任意加入し、10年年金をすべて納付している。

また、申立人の母親及び姉についても、父親同様、昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間に係る保険料はすべて納付済みであり、申立人の家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

2 申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和43年8月26日と記載されているところ、当該手帳が発行された時点では、申立期間は過年度納付及びその後実施された特例納付が可能であり、申立人の所持する領収書及び社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）から、43年4月から同年6月までの期間の特例納付、同年7月から45年3月までの期間の過年度納付を同年9月17日に行っていることが確認できる。

3 上述のことから申立人の父親は、昭和45年9月17日に昭和43年度及び

44年度の過年度納付を行おうとしたが、この時点では43年4月から同年6月までの期間は、時効消滅により過年度納付ができないため、同期間については第1回特例納付（昭和45年7月1日から47年6月30日まで実施）により、保険料を納付したものと推認できるところ、この保険料を納付した時点で特例納付制度を理解していたとみられる申立人の父親が、特例納付可能な申立人の申立期間の納付を放置したままにしておいたものとは考え難い。

また、申立人は、その父親から「お前の年金は、厚生年金保険から国民年金に変わっても切れ目なく継続しているから安心して良い。」旨をいつも聞かされていたことを記憶している。

さらに、申立人の姉も i) 申立人の父親が自分（姉）の保険料を納めてくれていたこと、ii) 昭和45年当時、父親の仕事は順調であったこと、iii) 父親の性格上、妹（申立人）の保険料を未納のままにしておくことは考えられないことなどを証言していることから、申立人の父親が45年9月17日以降、申立期間に対して特例納付を行ったものとする考えは不自然ではない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和47年11月に結婚した後に、既に亡くなった両親から私が20歳に到達した際に国民年金に加入し、これまで保険料を納付してきたことを初めて知らされたと同時に国民年金手帳を手渡された上、「これからは自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言われた。未納期間があることについて両親から聞いた記憶は無く、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親について、その父親は、昭和45年から国民年金の5年年金に加入し、その母親も36年4月の国民年金制度開始当初から加入しており、いずれも国民年金の加入期間に未納期間が無く、申立人の両親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の申立期間前後の保険料はすべて納付されている上、申立期間当時、申立人の両親の生活状況にも大きな変化がみられず、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1561

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を昭和33年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月31日から同年8月1日まで  
昭和33年7月21日付けでB社の関連会社であったA社の出向を解かれ、B社に復職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
関連会社への出向があっただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するB社発行の辞令及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該事業所のグループ会社に継続して勤務し（昭和33年7月21日に関連会社のA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB社における昭和33年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成21年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1562

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和32年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月29日から同年7月1日まで

昭和19年から平成5年までA社に継続して勤務していたが、本社からB営業所へ転勤になった時の申立期間について、厚生年金保険被保険者記録に欠落がある。人事記録では欠落が無く、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和32年6月29日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された人事記録に記録されている申立期間当時の給与額及び申立人の同社B営業所における昭和32年7月の社会保険事務所の記録から判断すると、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行なったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1563

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年2月28日まで

申立期間においてA社のB支店次長として勤務しており、その期間の給与明細書を保管している。

社会保険事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に引き下げられているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月28日）の翌日付けで、申立人の標準報酬月額は平成4年4月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成6年2月28日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した7人のうち申立人を含む4人については、標準報酬月額が4年4月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されており、残りの3人及びそれ以前に資格喪失した3人の合計6人についても、6年4月7日付けで4年4月又は同年11月までさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票の写しにより、厚生年金保険料控除額は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額に相当する金額であることが確認できる上、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期

間当時、当該事業所の取締役であることが確認できるものの、i) 複数の同僚が、申立人はB支店において勤務していたと供述していること、ii) 当該事業所の給与及び社会保険事務はC本社で一括して行っていたこと、iii) 商業登記簿謄本により、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正を行う前の平成6年2月15日に取締役を辞任していること、iv) 申立期間当時、当該事業所において経理及び社会保険事務を担当していた者は、「当該事業所は、社会保険料を滞納していた。社会保険事務所から呼出しがあり、社長が会社印を持って出向いて行ったことを覚えている。それ以来、社会保険事務所から保険料納付の督促の連絡が来なくなった。」と供述していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人は関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から47万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について調べたところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に反映されないとの回答であったが、私は脱退手当金を受け取っておらず納得できないので調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3人であるが、申立人以外の二人は厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1年8か月後又は2年6か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、申立期間に連続する被保険者期間を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1565

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所の資格取得日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から50年1月16日まで

A社には、昭和33年4月に入社して以降、退職まで途切れることなく勤務していた。49年12月1日付けでC事業所からB事業所へ転勤となったが、当時は海外出張中であったため、50年1月16日にB事業所に着任した。

申立期間は、間違いなくA社の社員であったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、A社健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、当該事業所に申立期間において継続して勤務し（昭和49年12月1日にA社C事業所から同社B事業所へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和50年1月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及びD社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、D社E支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和44年1月10日）及び資格取得日（昭和46年8月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を昭和44年1月から同年10月までは6万円、同年11月から46年7月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月31日から同年8月10日まで  
② 昭和44年1月10日から46年8月1日まで

A社には、昭和36年から51年12月まで勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、両申立期間が厚生年金保険の欠落期間になっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、B社から提出のあった在籍証明書、当時の厚生年

金保険名簿の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 41 年 8 月 1 日に A 社 C 支店から D 社 E 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 C 支店における昭和 41 年 6 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、B 社から提出のあった在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が D 社 E 支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所が保管する、申立期間②当時に発行された社員名簿によると、申立人は、申立期間②は同社 F 営業所に在籍していたことが確認できるが、当該社員名簿及び社会保険事務所の記録により、G 県内の営業所に在籍する者については、同社 E 支店において、厚生年金保険の被保険者としていたことが確認できる。

さらに、当該事業所は、「申立人の在籍期間中の報酬から厚生年金保険料を控除していないことはあり得ない。」と述べており、前述の社員名簿から申立期間②当時に申立人と同様に H 職長をしていたことが確認できる 3 人の社会保険事務所の記録によると、申立期間は当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る D 社 E 支店における昭和 43 年 12 月及び 46 年 8 月の社会保険事務所の記録並びに同社の他の営業所に在籍していた申立人と同職種の同僚の標準報酬月額の推移から、44 年 1 月から同年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 46 年 7 月までは 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及びC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和47年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から同年10月1日まで

申立期間は、A社のB支店から新設されたE支店に転勤した際に生じた厚生年金保険資格記録の欠落期間である。

支店間を異動しただけであり、退職した覚えも事実も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年8月21日にA社B支店からC社(47年7月1日付けでA社から名称変更)E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC社における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船（船舶所有者B）における資格取得日に係る記録を昭和61年8月9日、資格喪失日に係る記録を同年11月29日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月9日から同年11月29日まで  
申立期間については、船に乗っていたことが船員手帳に記載されているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間においてA船（船舶所有者B）にC職として乗船していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該船舶において船員保険の被保険者であったことが確認できる3人に照会したところ、このうち回答があった二人が所持する船員手帳の記録によると、職務は申立人と同じC職であったことが確認できる。

さらに、前述の二人及び申立人は、「当時、A船には4人から5人が乗っていた。船長は、Bであった。」と述べていることから、申立期間当時、当該船舶の乗組員は、船長（事業主であるため、船員保険の被保険者にはなれない。）、当該船舶における船員保険の被保険者としての記録が存在する3人及び申立人の合計5人であったと思われ、申立人のみが船員保険に未加入とされていることは不自然である。

加えて、事業主の妻は、「当時の親方（事業主）の考えとしては、乗組員全員を船員保険に加入させていた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事

業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種（C職）の社会保険事務所の記録により17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについては不明であるが、D事業所が保管する当該船舶に係る申立期間当時の船員保険被保険者資格取得届及び同保険資格喪失届の写しには、申立人の氏名は記載されていないことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年8月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和30年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年10月から31年6月までは5,000円、同年7月から同年12月までは7,000円、32年1月から同年7月までは8,000円、同年8月から33年7月までは1万円、同年8月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から34年1月21日まで  
昭和30年10月にA社に入社し、C職として34年5月まで勤務した。  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答があった。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な申立内容及び同僚の供述内容から判断すると、申立人が申立期間において、A社にC職として勤務していたことが認められる。

また、当該事業所において、申立人と同じC職として勤務したとする複数の同僚は、「当時、A社では試用期間が無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚28人に照会したところ、申立人と同じC職であったとする同僚11人から回答があったが、これら

同僚 11 人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係を見ると、9 人が当該事業所に入社すると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、回答があった同僚 11 人のうち、残り二人が、当該事業所に入社後 18 か月から 31 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、このうち一人は、「当該事業所には、中学生の時にアルバイトとして入社した。その後定時制高校に進学し、この時、厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当該事業所の入社時に特別な事情が認められるが、申立人には、このような特別な事情が無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において同じ業務に従事していた年齢の近い同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、昭和 30 年 10 月から 31 年 6 月までは 5,000 円、同年 7 月から同年 12 月までは 7,000 円、32 年 1 月から同年 7 月までは 8,000 円、同年 8 月から 33 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関係資料が無いため不明であるとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 34 年 1 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 10 月から 33 年 12 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

平成17年6月15日にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず年金額に反映されていないので、年金額に反映する記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人から提出のあった賞与支給明細書（写し）及び当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）により、申立人は平成17年6月15日に、当該事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与支給明細書（写し）及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る

賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1369

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時に、自分と妻の国民年金の加入手続を行い、私の保険料の納付については、妻が自宅近くの銀行に行き、納付書で納付してくれていたはずである。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿等により、昭和61年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、残りの申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人の保険料を納付したとするその妻は保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付金額や納付時期など、申立人夫婦の申立期間の保険料の納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立期間は55か月と長期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1370

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時に、夫が夫自身と私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の保険料の納付については、私が自宅近くの銀行に行き、納付書で夫の分と併せて納付していた。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿等により、昭和61年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、残りの申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付金額や納付時期など、申立人夫婦の申立期間の保険料の納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立期間は55か月と長期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1371

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私自身が納付書に現金を添えてA銀行B支店(現在は、C銀行D支店)の窓口で納付していたと記憶している。また、申立期間当時の保険料は、月額5,000円から7,000円ぐらいであったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 社会保険事務所が保管する特殊台帳(マイクロフィルム)の昭和58年4月の納付記録欄に「喪失」と押印されている上、喪失年月日・原因の記録欄に「58. 4. 1 - 5」と記載されていること、ii) E市が保管する昭和58年度の国民年金被保険者名簿の記録において、納付状況「喪失」、喪失理由「任意離脱」、種別「任意」、除台理由「喪失」、及び除台日「58. 4. 1」と明確に記載されている上、同市が保管する国民年金過年度納付記録簿においても、申立期間は各年度とも12か月すべて未加入期間と記録されていることなどから、申立期間については、資格喪失により納付書が発行されなかった可能性がうかがえ、金融機関での納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して照会を行ったところ、申立人は申立期間に係る保険料納付方法等について、具体的な記憶が全く無いことが確認された上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 6 月までの付加保険料及び同年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 55 年 6 月に国民年金の任意加入手続をした際、一緒に付加年金の加入手続を行い、国民年金保険料（付加保険料を含む。）を毎月集金人に納付し、領収書を 2 枚受領していたと記憶している。

しかし、申立期間は付加年金の未加入期間とされている上、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月までについては、国民年金保険料も未納と記録されている。

申立期間に係る国民年金保険料（付加保険料を含む。）はすべて納付しているはずであり、申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、納付した集金人から毎月国民年金保険料と付加保険料の 2 枚の領収書を受領していたと供述しているところ、申立人が申立期間当時居住していた A 市では、「付加保険料は、原則として国民年金保険料に上乘せして納付しなければならないことから、領収書は 1 枚となるが、国民年金保険料を前納した後、付加年金に加入し当該保険料を納付した場合には 2 枚の領収書が発行される場合もある。」と回答しているものの、同市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間のうち昭和 55 年 6 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料は 3 か月ごとに納付されていることが確認できること、及び申立人自身も当該期間に係る保険料を前納した記憶は無いことから、申立期間に係る保険料の納付方法に対する申立人の供述内容には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和 57 年度備考欄に「納付書送付」と記載されていることについて、B 社会保険事務局から「記載理由は不明であるが、昭和 56 年度の未納保険料に係る過年度納付書を発行した記録と考えられる。」との回答を得ていることから、申立人には 56 年度の国民年金保険料について、昭和 57 年 5 月以降の時点で未納があったことが推認できる。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間当初に付加年金の加入手続を行ったこと、及び付加保険料を納付したことが推認される形跡は見受けられない上、同市では、国民年金保険料と付加保険料を合算した金額が記載された納付書を交付していたことから、長期間にわたって付加保険料の納付記録が漏れることは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間のうち昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 6 月までの付加保険料及び同年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1373

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から52年3月まで

昭和44年2月ごろA町役場から案内があり、自分で国民年金の加入手続を行ったと記憶しており、申立期間に係る国民年金保険料は、毎年ボーナス支給月に1年分を一括して、最初のころは同町役場の国民年金窓口で納付書に現金を添えて納付していた。その後、B銀行A支店（現在は、C銀行A支店）で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺被保険者状況調査の結果、昭和53年1月ごろと推認でき、申立人が所持している年金手帳についても、49年から使用開始された厚生年金保険、国民年金及び船員保険の3制度共通の手帳であること、及び当該手帳は初めて交付されたものであると認められることから、53年1月ごろに国民年金加入手続が行われたとみられ、その時点において、申立期間の国民年金保険料の大部分が既に時効により納付できない期間である上、申立期間において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料納付方法について「最初のころはA町役場の国民年金窓口で納付書に現金を添えて、毎年ボーナス支給月に1年分を一括して納付していたが、その後は、B銀行A支店の窓口で納付書に現金を添えて、毎年ボーナス支給月に1年分を一括して納付した。」と供述しているが、同町では、昭和47年4月から納付書方式を採用しており、それ以前は印紙検認方式であったことが確認できることから、申立期間当初の納付方式と申

立人の供述内容とは一致しない上、申立人に対して、印紙納付の記憶の有無について確認したが、申立人は「印紙納付はしておらず、納付書により納付していた。」との主張に変化は無いことから、その供述内容には矛盾がある。

さらに、申立期間は、98 か月と長期間である上、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続についての記憶が全く無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで  
昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 30 日まで、A 社で B 業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録の確認ができない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中に A 社において B 業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 45 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該事業所への勤務を誘ったとする当時の専務取締役は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について供述が得られない上、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち一人は「当時、当該事業所の専務取締役が別に経営する事業所の社員であったが、当該事業所の業務に従事していた。」としており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当時の事務担当者は「当時、申立人は、請負のような形態で B 業務に従事していたことから厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無い。」としており、別の同僚二人も「申立人は、委託契約等により B 業務に従事していたと思う。」と供述している上、他の複数の同僚は「当時、関連会社等の社員が当該事業所の名刺を持って業務に従事していた。」としており、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は

確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、前述の申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間を含む昭和38年6月から46年3月まで当該事業所の専務取締役が別に経営する事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる上、その事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年4月まで

社会保険事務所の記録では、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことになっているが、申立期間に同社でB業務担当として働いていた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時は、事務所に所属していた事務職員については厚生年金保険に加入させていたが、これ以外のB業務担当従業員等は、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。すべての従業員を厚生年金保険に加入させるようにしたのは、昭和49年10月以降であり、それまでは国民年金に加入させていた。」と供述している。

また、当該事業所における厚生年金保険の適用について、i) 申立人が申立期間と一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚二人のうち、同じB業務担当として勤務していた一人は、健康保険の加入記録は確認できるものの、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間は国民年金に加入していたことが確認でき、「当該事業所では、B業務部門の社員は厚生年金保険には加入しない取扱いをしていた。」と供述していること、ii) 申立人が名前を挙げた他の一人は、申立期間について厚生年金保険の加入記録があるが、「私は、当時、仕入担当の責任者であった。当該事業所では、基本的に経営者、責任者

は厚生年金保険に加入していたが、一般の従業員は国民年金に加入していた。」と供述していること、iii) 申立人と同時期に入社したことが確認できる同僚13人に照会し、9人から回答を得たところ、このうち7人は「申立期間当時は、会社の国民年金納付組織に加入し、国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、事業主が供述している内容と一致しており、当時、当該事業所では、B業務担当の従業員に対しては厚生年金保険に加入させない取扱いがなされていたと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1573(事案 861 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 8 日から 45 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所から申立期間については脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されないとの回答があった。脱退手当金は受け取っていないので第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答をもらったが、的確な調査が行われたのか疑問がある。納得のいく調査を行い、その結果を回答していただきたく再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立期間の事業所を退職後、51年8月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、当該事業所に対し再度当時における脱退手当金の請求手続等について照会したところ、「新たに確認できた事実や当時の資料は無い。」との回答を得ていることに加え、当時の庶務責任者に照会したところ、「記憶に無い。」と回答しており、記録訂正につながる情報は得られなかった。

また、申立人は新たな資料、情報の提出することなく、「的確な調査が行わ

れたのか疑問である。納得のいく調査を行い、その結果を回答していただきたい。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1574

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 16 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの回答があった。

私は、A社に入社して4年から5年経ったころ、先輩の事務職員から脱退手当金は受け取らないようにと教えられたので、退職した時に退職金は受け取ったが、脱退手当金を受け取っていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年11月の前後2年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する26人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、24人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち22人は資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年2月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したため

に記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1575

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年5月1日から18年8月20日まで  
昭和17年5月1日にA市B区に所在していたC社A事業所に入社し、D部門に配属され、E職見習いとして18年8月20日まで勤務した。  
当時の給料袋や写真などは戦災のため全部消失していて無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、C社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所は解体され、その後、F社に引き継がれていることが確認できたことから同社に照会したところ、「C社は、当社の前身の企業ではあるが、法人格が違うためC社に在籍していた者の人事記録等は当社で管理しているものではなく、申立人の在籍及び厚生年金保険の適用については確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び上司6人については、申立人は姓しか記憶していない又は生年月日が不明のため個人を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した17人に照会したところ、14人から回答があったが、いずれも「申立人については分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保

険の適用状況について確認できない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1576

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 15 日から 42 年 8 月 25 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A社（現在は、B社）には、昭和 36 年 11 月 6 日から勤務し、平成 14 年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社の永年勤続優良従業員表彰者名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の書類については既に処分しているため、確認できない。」との回答であり、申立期間当時の事業主も所在等が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 40 年 10 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、42 年 8 月 25 日に同資格を再取得していることが確認できる上、3 人の同僚が、申立人と同じく 40 年 10 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、一人は 41 年 4 月 1 日に、他の二人は 42 年 8 月 25 日にそれぞれ同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、上述の同僚 3 人について、唯一連絡の取れた同僚に照会したところ、「昭和 39 年 8 月 1 日から 45 年 7 月まで勤務し、その間、申立人と一緒に勤務していた。申立人は一度退職し、再入社したということは無い。私も申立人と

同じ期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、退職したこともなく、加入記録が抜けている理由については分からない。」と供述している。

加えて、申立人は同僚5人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、一人は既に死亡しており、一人は当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、一人は申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、他の二人に照会したところ、一人から回答があり、「申立人は申立期間については、A社を退職することなく勤務していた。当時、D職は出入りが激しかったので、A社では人の確保等のため、業務委託方式等への変更を勧めたりしていた。私も昭和41年4月から業務を受託したが、自分に合わないので、すぐ辞めた。申立人は私よりも早くに正社員から業務受託者になったが、業務を引き受けていた期間については申立期間だけではないと思う。」と供述している。また、社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答があり、このうち一人は、「私が昭和40年11月にA社に入社した時、申立人は既におり、同社の業務を引き受けて自分で仕事をしていた。業務の受託であったと思うが、売上の中から何パーセントかもらうという形であった。申立人はその形態で5年から10年ぐらい仕事をしていたと思うが、申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。当該事業所には当時、申立人と同じような雇用形態の者が3人から4人ぐらいいた。」と供述している。なお、当該同僚から名前の挙げた二人について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間内に両人が資格取得した形跡は見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで  
申立期間については、A社に勤務し、B業務に従事していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、複数の同僚の供述及びA社に保管されていた申立人の履歴書から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明であるが、昭和 46 年度の算定基礎届の控え及び当社が昭和 46 年 8 月 1 日にC健康保険組合に編入したことに係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届並びに厚生年金保険被保険者資格取得届が保管されているが、申立人の名前は記載されていない。」と述べている。

また、当該事業所が保管している従業員の履歴書から、申立期間以後（昭和 47 年から 49 年ごろまで）に勤務していた 3 人の女性職員の社会保険事務所の記録を確認したところ、一人は厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できたものの、他の二人は当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は無く、このうち所在が判明した一人に照会したところ「昭和 47 年 2 月ごろから同年 6 月ごろまで当該事業所に勤務していたが、夫の扶養家族になっており、健康保険や厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立人も申立期間については、夫の健康保険被扶養者になっていることが確認できることから、当該事業所は、従業員ごとに判断し、厚

生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1578

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 17 日から同年 12 月 26 日まで

昭和 31 年 4 月から 33 年 12 月まではA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、32 年 2 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によるとA社は、昭和 43 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が確認できないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚に照会したところ、「申立人が退職したのは冬であり、1 年以上は勤務していたと思うが、申立人の仕事内容も覚えておらず、いつまで勤務していたかについては分からない。」と述べており、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在の確認できた 8 人に照会したが、申立人が勤務していた期間について記憶している者はいない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の一緒に勤務していた同僚等には昭和 32 年の定時決定の処理がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、同年の定時決定の記録が無いのは、申立人は当該事業所の事業主から 32 年 2 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる上、当該同僚等の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、自

身が記憶している退職日と一致していることから、申立人のみ資格喪失日が誤って届け出されたとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1579

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 5 月まで  
申立期間はA社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、当時の資料は廃棄済みのため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 17 人に照会したところ、回答があった 11 人から、申立人が当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情はない。

加えて、当該被保険者であった者 11 人のうち、当該事業所でB業務に従事していたとの供述が得られた者は、「当時のB業務部門では社員の出入りが激しく、採用しても短期間で辞める人が多かったので、すべてパートとして採用しており、パート従業員は厚生年金保険に加入していなかった。自分も、パートとして採用されてから9か月後に、会社から『社員にする。』と言われ、同保険にも加入した。3か月しか勤務していなかったという申立人の記憶はないが、申立期間当時のB業務部門で、正社員は部門長と自分及び男性二人の合計

4人しかいなかったもので、仮に申立人が勤務していたとしても、パート従業員である。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、同人は、自身が記憶する入社時期から9か月後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、当該11人のうち、申立期間当時、専務取締役であったとの供述が得られた者も、「昭和57年ごろは、従業員を採用してもすぐ辞める状況であったため、社員として採用した者でも、部門にかかわらず3か月の試用期間を設けており、この期間には厚生年金保険に加入させておらず、同保険料を給与から控除することも無かった。また、パート従業員は同保険に加入させていなかった。B業務部門は特に出入りが激しかったので、社員として採用することはまれであり、仮に申立人が勤務していたとしても、パート従業員であったと思われる。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、パート従業員として採用した者は厚生年金保険に加入させておらず、社員として採用した者についても採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 8 月から同年 10 月まで  
② 昭和 21 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間①はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は、昭和 19 年ごろ、C資材の増産に寄与するため、D社及びE社が出資してF作業所を建設するために設立された会社であったが、建設資材を予定地に集積していた段階の 20 年 10 月に、F作業所が建設中止となり、同社も解散したと聞いている。

申立期間②はG市H地区にあったI社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は、J業務を行っていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社の設立から解散までの経緯に係る供述が具体的であること、及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚の一部が、社会保険事務所の記録により、当該事業所を継承したと考えられるK社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから判断すると、期間及び身分を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、K社は平成 8 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び役員であった者はいずれも所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤

務していたとする同僚9人のうち、L職長であったとする者及び申立人と同様に新規採用者であったとする者6人は、いずれも当該事業所において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、当該9人のうちL職であったとする者及びM職であったとする者は、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、いずれも所在が不明であることから、これらの者からも申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和20年5月8日に厚生年金保険の適用事業所となった後、22年2月19日にK社に社名変更したことが確認できるが、申立人が「A社は、昭和20年10月に、事業目的であったF作業所の建設が中止となり、解散したと聞いている。」と供述しているところ、商業登記簿謄本の記録によると、同社が解散した記録は確認できないものの、同社が20年10月に解散した際に、同社の代表取締役がN市にK社（支店は、G市）を設立しており、厚生年金保険についてはA社の名称で継続して適用を受け、22年に本店をG市に移転した際に適用事業所名称をK社に改めたものと考えられる。また、上述の申立人の同僚に係る厚生年金保険の加入状況を踏まえると、従来からA社で同保険に加入し、新たに設立されたK社に引き続き勤務した者については、継続して同保険に加入させる取扱いであったと考えられる一方で、A社が終戦前後に新規採用した者については、試用期間等何らかの理由により、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったところ、そのまま同社が解散したため、同社で同保険に加入するには至らなかったものとするのが妥当である。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、G市H地区に所在するI社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を調査しても、申立期間当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

また、申立人が当該事業所の事業主であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在が不明であり、業務責任者であったとする者一人及び社員であったとする者3人については、いずれも、申立人は姓しか記憶して

いないため個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 2 月 1 日まで

昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで、A社のB事業所に勤務し、C業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間及び身分を特定することはできないものの、申立人が申立期間中にA社のB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時、当該事業所の役員であった者に照会したものの、いずれも、「従業員や社会保険のことについては分からない。」と回答しており、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち女性二人は、いずれも、「自分はパート従業員であった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によれば、当該二人のうち申立人と同じ業務内容であったとの供述が得られた一人は、自身が記憶する 1 年 3 か月間の勤務期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、「パート従業員は社会保険に加入していないと思う。」と供述している。他の一人は、自身が記憶する入社時期から 10 か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、「入社時は見習いで、試用期間があったと思う。」と供述しているほか、当該 3 人のうちD職見習いであったとの

供述が得られた者も、自身が記憶する入社時期から5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「試用期間があった。」と供述している上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された11人に照会したところ、このうち二人からB事業所勤務であったとの供述が得られたが、このうち申立人と同じ業務内容であったとの供述が得られた者一人は、自身が記憶する入社時期から1年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、同人からも同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、B事業所従業員として採用した者について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

加えて、申立人がA社の課長であったとする者に照会したものの、同人は現在、入院中で事情を聴取することができない状況にあることから、同人から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することもできない。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和41年2月1日、離職日は同年3月15日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ合致する。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1582

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 5 日から 20 年 10 月 1 日まで

昭和 15 年に中学校を卒業後、A社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。終戦後、同社からB社に推薦され、20年10月から同社に勤務したが、途中で退社した者について推薦を行うとは考えられないので、間違いなく同年9月末までは同社に勤務していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 28 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所の役員であった者に照会したものの、当時の資料は廃棄済みのため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、申立人の妻が姓及び名前の一部しか記憶していないため個人を特定することができないことから、同人から申立人の勤務状況等について確認することはできないほか、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 8 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち、申立人について記憶していた者一人は、「入社後、申立人とは配属先が別になったので、申立人がいつ退社したかまでは分からない。」と供述しており、他の者からも申立人が昭和 20 年 9 月末まで当該

事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の妻が、申立人がB社で一緒に勤務していたとする同僚二人はいずれも既に死亡しているものの、このうち一人と考えられる者は、社会保険事務所の記録によると、A社で昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、18年8月1日に同資格を喪失したことが確認できることから、当該事業所で同僚であったと考えられるところ、同人は、申立期間においては同保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人がB社に採用されたとする20年10月1日から21年2月15日まで当該事業所及びB社のいずれとも異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるほか、他の一人の娘に照会したところ、「申立人がB社C支店D営業所で父の同僚であり、同所に採用される際には以前に勤務していたA社からの推薦があったことは聞いているが、申立人が勤務していたA社についてはよく分からない。」と供述しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを裏付ける具体的な供述は得られず、ほかに申立人が昭和20年9月まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

一方、上述の厚生年金保険被保険者であった者6人のうち、申立人について記憶していた者が「申立人と同じ部署で勤務していた。」とする者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において昭和18年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、20年1月10日に再度資格取得したことが確認できるところ、同人の娘は、「父は現在、事情を聞くことができないが、以前聞いた話によると、『昭和18年10月に、A社から、事業主の親族が経営する別の事業所(名前は記憶していない。)を手伝ってほしいと言われたので、A社を一度退職してそちらに勤務し、その後、E事業を行うので戻ってほしいと言われ、A社に戻ったが、別の事業所に勤務していた期間は厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったことを記憶している。』とのことであった。」と供述しているほか、当該6人のうち他の一人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において20年10月22日に資格喪失した後、25年1月6日に再度資格取得しているところ、同人は、「昭和20年4月から24年4月まで出征しており、復員後の25年1月にA社に復職した。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、いったん被保険者資格を喪失させて関連会社に勤務させる等の取扱いがあったものと考えられる。

加えて、申立人の妻は、「A社が、途中で退社した者についてB社への推薦を行うとは考えられない。」と主張するが、上述の当該事業所で厚生年金保険被保険者であった者の供述から、当該事業所は関連会社に勤務するためにいったん退職した者については容易に復職できる環境にあったと考えられること、申立人の妻が「夫は、当該事業所でB社に関連するF業務に従事していた。」と供述していることから、当該事業所はB社とも密接な関係にあったと考えら

れること、及び上述の被保険者のうち申立人を記憶しているとの供述があった者が「当時、B社は人手不足であったので、会社の紹介があればいくらかでも入社することができた。」と供述していることを踏まえると、何らかの事情で退職した者であっても、能力のある者であれば、当該事業所が入社のおっせんを行ったとしても特に不自然ではないと考えられる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 30 日から同年 11 月 15 日まで

所持している国民労務手帳には、昭和 19 年 9 月 30 日から A 社に雇用されていた記録があること、同手帳の別の記録の欄に同社で 17 年 5 月 5 日から被保険者資格を取得している記録があること、及び就業記録がある B 社での勤務期間の一部（昭和 18 年 7 月 2 日から同年 11 月 6 日まで）が、労働者年金保険の加入期間として認められたことから、申立期間に A 社において厚生年金保険に加入していたことは間違いないと思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった国民労務手帳（写し）に記載された申立人の A 社における勤務等の内容、厚生労働省社会・援護局業務課から提出のあった申立人に係る軍隊での人事記録（履歴原票）に記載された C 隊の入隊日、及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚二人は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前の記録が無いとともに、所在が確認できないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間直後等に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち、所在が確認できた 4 人に照会したところ、3 人から回答があったが、このうち二人は「申立人の記憶は無い。」と供述している上、申立人を記憶している上述の同僚からも、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる供述を得ることはでき

なかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 60 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が申立期間において被保険者資格を取得した記録は無く、社会保険業務センターにも、申立人が当該事業所において被保険者資格を取得したことを示す厚生年金保険被保険者台帳が無い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。